

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 指定納付受託者の指定【総務市民局地域・人づくり部市民活動推進課】 4
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【総務市民局地域・人づくり部市民活動推進課】 5

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定（2 件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 6
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 8
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4 件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 9

◇ 訂 正

- 第 6 1 1 5 号の訂正【技術監理局契約部契約課】 1 3

北九州市告示第 3 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
本城東調剤薬局	北九州市八幡西区本城東一丁目 1 番 2 3 号	令和 8 年 8 月 1 日
ひろき薬局片野店	北九州市小倉北区片野二丁目 2 1 番 1 1 号	令和 8 年 8 月 1 日
大信薬局春の町店	北九州市八幡東区春の町五丁目 1 3 番 1 6 号	令和 8 年 8 月 1 日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションえにし	北九州市八幡西区力丸町 3 番 2 - 3 0 8 号山内ヴィラージュ千代ヶ崎	令和 8 年 8 月 1 日
ほとり訪問看護ステーション	北九州市八幡東区山王 3 丁目 1 5 番 2 2 号	令和 8 年 8 月 1 日
訪問看護ステーションみらい	北九州市小倉北区香春口一丁目 2 番 1 7 - 4 0 1 号	令和 8 年 8 月 1 日

北九州市告示第 3 1 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
F O R T U N A 訪問看護ステーション	新	北九州市小倉南区蒲生一丁目 4 番 4 8 号	令和 8 年 8 月 1 日
	旧	北九州市小倉南区南方四丁目 4 番 2 5 号	

北九州市告示第 3 2 0 号

ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業における、ふるさと納税寄附金の収納について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	所在地		
株式会社 ボーダレス・ジャパン	福岡県福岡市中央区天神三丁目 1 番 1 号天神フタタビル 4 階	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
S M B C G M O P A Y M E N T 株式会社	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 3 1 号 S M B C 豊洲ビル	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 3 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業における、ふるさと納税寄附金収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	所在地			
株式会社 ボーダレ ス・ジャ パン	福岡県福岡市 中央区天神三 丁目 1 番 1 号 天神フタタビ ル 4 階	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日から令 和 9 年 3 月 3 1 日まで
S M B C G M O P A Y M E N T 株式 会社	東京都江東区 豊洲二丁目 2 番 3 1 号 S M B C 豊洲ビル	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日	令和 8 年 7 月 2 3 日から令 和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第 25 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8 1 4 6	株式会社 D U N K 三浦大輔	糟屋郡志免町南里二 丁目 2 0 番 9 号	令和 8 年 8 月 1 日 から令和 1 3 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第 26 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8 1 4 7	株式会社天水工 谷水城	福岡市博多区月隈六 丁目 5 番 1 2 号 A 1 0 1	令和 8 年 8 月 1 日か ら令和 13 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第 27 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N 1 9 1	アストモスリテ イリング株式会 社	南部泰司	八幡西区洞南 町 3 番 1 号	令和 8 年 8 月 1 日

北九州市上下水道局告示第 28 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 8 年 8 月 3 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市門司区大久保二丁目の一部	
〃	太刀浦海岸の一部
〃	大字白野江の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区大久保二丁目地内、太刀浦海岸地内及び大字白野江地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目 6 番 1 号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第 29 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 8 年 8 月 3 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域		
北九州市小倉南区長行西二丁目の一部		
〃	〃	上石田一丁目の一部
〃	〃	朽網東四丁目の一部
〃	〃	大字新道寺の一部
〃	〃	舞ヶ丘一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区長行二丁目地内、上石田一丁目地内、大字朽網四丁目地内、大字新道寺地内及び舞ヶ丘一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町 9 6 番地の 3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 10 番 1 号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第 30 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 8 年 8 月 3 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区向洋町の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区向洋町地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬 6 4 番地の 1 5

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第 3 1 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 8 年 8 月 3 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区大字浅川の一部	
〃	藤原一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区大字浅川地内及び藤原一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町 1 番 1 号

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市若松区大字安瀬 6 4 番地の 1 5

北九州市北湊浄化センター

正誤表

年	令和 8 年		
号	第 6 1 1 5 号		
頁	4		
訂正箇所	表中		
正			
	1 調達内容	購入品目及び数量	こくら丸 定期検査及び補修 1 式
誤			
	1 調達内容	購入品目及び数量	こくら丸 中間検査及び補修 1 式